

議案第38号

さいたま市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年2月2日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市証人等の実費弁償に関する条例（平成13年さいたま市条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(実費弁償) 第2条 市の機関の請求により次に掲げる者が出頭し、参加し、又は出席した場合は、実費弁償を支給する。 (1)～(4) [略] (5) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第212条第1項の規定による選挙人その他の関係人 (6)・(7) [略] (8) 農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号） <u>第35条第1項</u> の規定による農地等の所有者、 <u>農業者</u> その他の <u>関係者</u> (9) [略]	(実費弁償) 第2条 市の機関の請求により次に掲げる者が出頭し、参加し、又は出席した場合は、実費弁償を支給する。 (1)～(4) [略] (5) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第212条第1項（ <u>農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第11条において準用する場合を含む。</u> ）の規定による選挙人その他の関係人 (6)・(7) [略] (8) 農業委員会等に関する法律第29条第1項の規定による農地等の所有者、 <u>耕作者</u> その他の <u>関係人</u> (9) [略]

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。